

## 独占価格の理論的規定〔I〕

仙 田 久 仁 男

1. は し が き
2. 独占価格（「独占的超過利潤」）と農産物価格（絶対地代）との同一性
  - i) 超過利潤の成立機構
    - (a) 一生産手段の独占的所有とその経済的利用
    - (b) 部門内における超過利潤取得競争の消滅
    - (c) 商品の需要供給一致の前提
  - ii) 価格法則存在の理由
    - (a) 価格法則があるとみる根拠
    - (b) 利子との相違
  - iii) 補足的な諸点
3. 経済学の方法によせて
4. 独占価格に転化する価値の源泉について（以上本号）
5. 諸論点の検討
  - i) いわゆる「参入阻止価格」の議論について
  - ii) 独占価格とインフレーション
  - iii) その他の諸点
6. む す び

### 1. は し が き

私は前稿（拙稿「独占価格の法則に関する一試論」，島根大学『経済科学論集』，第9号，1984）において，独占資本が生産する商品の価格すなわち独占価格に関しそ

の理論的な究明を試みてみた。この要点は、独占価格の法則の検出はマルクスが絶対地代をあつかったときに採った経済学の方法をここに適用することによってのみ十全になしうる、というものである。私には独占資本が自らの商品の価格をおしあげて「独占的超過利潤<sup>1)</sup>」を得る機構と土地の所有者が農産物価格をひきあげて絶対地代を取得する仕組みとは基本的に同じことに思える。そしてそうであれば、後者の解明に採用されている経済学の方法を前者にあてはめることが独占価格の大きさの把握しかして「独占的超過利潤」の量的規定を可能にし、また価格に転化する価値の源泉を明らかにする唯一の手段と思える。この視点の論証および具体的に独占価格の法則の検討が前稿の課題であった。ついでながら、いま問題にしている経済学の方法とは私の従来の地代論研究がさしめしたものにほかならない。

小論はその続編である。前稿でふれえなかったところに言及することによってさらに私の主張を確かな内容にしてみたい。とりあつかう論点は、まずはじめに独占価格と絶対地代を支払う農産物価格との成立機構が同じであるとする私の考え方についてである。このことは最も重要な箇所であって前稿でも多くを論じたつもりであるが、いま思うに、そこではやむをえないことながら主要な議論が上記のマルクスの経済学の方法の紹介にうつっていたという感がまったくなくはない。まだ必要なことを十分には述べていなかった部分があるし、また前稿での付記でふれた事情もあるので、もう一度きちんとしたかたちでより踏みこんでかわっておきたい。あわせてその経済学の方法と独占価格の規定についても前稿を補足しておきたい。<sup>2)</sup> ついで独占価格をめぐるみられる諸見解への私の立場からの論評である。周知のように、独占価格の研究に関しては諸家の間で理論的にいくつかの対立点が存在している。それらについて私の見方からどう論じうるか、これに立ち入っておきたいと思うのである。

注 1) 独占価格と非独占商品の価格とをくらべると、独占価格の方は非独占価格になお余計に超過利潤がつけ加えられたかたちになっている。概ね一般的な見方と思うが、この超過分のことをこのように呼んでいる。

2) 独占価格の超過利潤と絶対地代とに成立機構の共通性を主張する私の考え方はわが国ではきわめて特異なものと思えるが、小松山政克氏の近著によればソビエトの経済学者の間では論じられていることのようにである。「独占的諸部門には、相当規模の資本量をもつ資本しか参入を許されないために、そこに独占利潤が生まれるというメカニズムは、マルクスが『資本論』第3巻第6編（「超過利潤の地代への転化」）で、絶対地代を解明した論理に通ずるものがある。ちなみに、独占利潤を解明するのに、マルクスの地代論の論理を手がかりにしようとする試みは、とくにソビエトの経済学者の間にみうけられるが、いまこれについて紹介する余裕はない」（小松山政克『価値法則と独占価格』、新評論、1984、184頁）。ただし、絶対地代のとらえ方などにも問題が多い現状で果してそれらが私と一致しているかどうかはわからない。いずれにしろ、その検討は今後の課題としたい。

## 2. 独占価格（「独占的超過利潤」）と農産物価格（絶対地代）との同一性

### i) 超過利潤の成立機構

#### (a) 一生産手段の独占的所有とその経済的利用

独占価格とは諸資本家が一般に取得する利潤のほかになお独占資本家が余計に「独占的超過利潤」を確保できるように、その部分をつけ加えた商品価格のことである。農産物の価格とは、当然のこととしてその規定者たる最劣等地のことであるが、あるいは土地の優劣を一切捨象してのことであるが農業資本家が得る利潤にさらに土地所有者の取得分たる絶対地代がえられるようにこれを上のせした価格のことである。この点を見るならば、双方の外観上の共通性は論ずべくもない。いずれも費用価格部分に普通の資本家が取得する利潤とそして超過利潤とが付加されたかたちになっている。問題は、ではこのように超過利潤がつけ加わるということが双方にとって機構的にはどうなのか、同じなのか違うのかである。いいかえると、どうして超過利潤がつけ加わる価格が生れるのか、超過利潤が成立する仕組みは双方に共通なのか否か、これである。このような超過利潤の発生の原因について、私はすでに述べたようにここにも同じものをみるのであるが、

そのことを少し詳しく説明してみたい。

超過利潤を生ぜしめる直接の原因は何か、これをまず農産物価格の方からみてもみよう。農産物価格に超過利潤たる絶対地代部分が付加される理由について、マルクスは次のようにいっている。

「スミスの場合には、土地所有者として『地代を要求する』土地所有者こそが土地所有であるということが、非常に強調されている。このように単に土地所有からだけ出てくるものとして見れば、地代は独占価格である。このことは、まったく正しい。というのは、生産物が費用価格（生産価格のこと——引用者）よりも多くを支弁し、その価値どおりに売られるということは、土地所有の干渉によってのみ起こるのだからである。……それは実際に、土地所有の独占によってのみ強要される価格であり、この点では独占価格であって工業生産物の価格とは違っている<sup>1)</sup>」

「（絶対——引用者）地代もまた、剰余価値のうちの産業資本家が払い出さなければならぬ一部分の名称でしかない。それはちょうど、利子が、剰余価値のうちの、確かに産業資本家が手に入れる（地代と同様に）ものではあるが彼が第三者に支払わなければならないもう一つの部分であるのと同様である。だが、ここには大きな相違がある。すなわち、土地所有によって土地所有者は、資本が農業生産物の価値をその費用価格（生産価格のこと——引用者）に均等化することを妨げるのである。土地所有者がそうすることを可能にするものは、土地所有の独占である。それは彼が価値と費用価格（生産価格のこと——引用者）との差額を取りこむことを可能にする<sup>2)</sup>」

レーニンにも同様の発言がある。

「土地の私有は、この自由な（資本の——引用者）移動にたいする障礙物たる独占を生みだす。この独占の結果として、より低位な資本構成により・したがってまたより高い個別的利潤率によって・特徴づけられる農業上の諸生産物は、利潤率均等化の完全に自由な過程には入りこまない。独占者としての土地所有者は価格を平均価格以上に維持する可能性を得るのであるが、この独占価格は

絶対地代を生みだす<sup>3)</sup>』

注視したいのは、土地所有の独占（以下、いい方をかえて土地の独占的所有ということもあるが、これと同義である）という言葉である。絶対地代が生れるのは、したがって農産物価格が高騰するのは土地所有の独占に起因することと論じられているのである。そうであれば、このことの理解には土地所有の独占の意味、それが土地所有という場（農業部門）では普通におこるということ、そしてその経済的利用のあり方を知らねばならない。

土地所有の独占とは、生産手段としての（以下すべて同じである）土地の私的な所有がまったくの一人ないしはそうでなくてもほとんど一人と概括できる程度にきわめて限定された少数の人々によってなされるという意味である。土地所有者の数が多くてはこれではない。とにかく一人がいちばん正確だが、そうでないときでも一人と考えてよいほどに少ないことがこの意味内容である。<sup>4)</sup>

そして、こうしたことが農業でおこるのはもっぱら土地および農産物のもつまたく自然的な事情によっている。その一つは、土地が有限な自然物であって自由にふやしえないという点である。ついで二つは、農産物の市場というものは、この商品の腐食しやすいという特殊性から生産地からそれほど遠い範囲をふくむことはないということ、いいかえると、農産物の市場は一般的にあってあまり大きくはないという点である。このことに少し立ち入っておくと、まず前者については、これは土地所有者の数をかなり少なくする役割をはたすといえるであろう。その理由はこうである。土地の所有をねがう者がすべて土地の所有者になりうるためには、その人々の数と土地の量との対比において土地が不十分なく存在するのでなければならない。だが土地がつくりだせるものではない以上、このことは無理なことである。わずかにたとえば人口が少なくて土地所有の希望者の競争がないとか、一人あたりの所有面積が少なくて小さな土地でも皆で分けあえるとか、あるいは土地の総面積が非常に大きくて誰にでも土地の所有ができるとかいったことが考えられるが、もとよりそれは例外的な事柄である。<sup>5)</sup>であれば、多くの場合、土地の所有が誰にでもできるということはいえぬ。ここからは必然的に

土地の所有にあずかれない人がでてくるわけで、このことは反対の方からみれば、土地所有者の数を減少させることになるわけである。ことに「農村民からの土地の収奪<sup>6)</sup>」がおこなわれて「土地所有者が、その土地所有はスコットランドにあるのにコンスタンチノーブルでその全生涯をおくりうるほどである<sup>7)</sup>」といった大土地所有者があらわれてくればこのことはますます明瞭である。後者の点にうつると、これは一つの市場においてまさしく土地所有の独占をみちびき出す。農産物の種類によってある程度のちがいはあるが、一般的にいて農産物の市場がその腐食しやすい性質のためにさして大きくないものであることは認められるであろう。農産物の生産者はそれほど遠くへは自分の生産物を運ぶことはできないのである。ということは、一つの市場で農産物を生産し供給している土地はそのあたりの近くの土地に限定され、そこにかかわる土地所有者の数をぐっと減少させることになるはずである。それより遠くにある土地および土地所有者はこの市場には関係してこないのであれば、ここには無縁であるからにほかならない。すなわち、一つの市場をとれば、そこにかかわる土地所有者の数はかなり少なく、ここに土地という生産手段をごく一部の人が所有しているという土地所有の独占がみられることになるわけである。たしかに一つの社会をとれば、前者の点から土地所有者の数は減少したとはいえまだそこに独占をみるほどには少なくはなっていないのであるが、農産物が生産されて価値の実現をおこなう場は一つの社会よりもさらに小さい範囲を考えてよく、さればその範囲をみれば土地所有者の数はうんと少なく土地所有の独占が現実化するのである。このようにして農業においては土地所有の独占が普通の状態ということになる。

「土地所有は、特定の諸人物がその私的意志の排他的領域として地球の一定諸部分を——すべての他人を排除して——自由にするという、特定諸人物の独占を前提とする<sup>8)</sup>。」

土地所有の独占はそのことによる土地所有者の価値取得を可能にする。土地は社会にとって必要な生産手段であって必ず使用されなければならないのであれば、自らそれを使用しない土地所有者——資本制生産であるので土地所有者と土地の

使用者たる農業者とは別々の人格になっている——は有償で土地を農業者に貸し与えるわけである。土地所有者の側からすれば、土地は自分しか、あるいは自分をふくめほんの少数の人だけしか所有していないのであるから、それを他人に貸し出すのに無償ということはありません。必ず有償で貸し与えるのである。土地所有者の数がわずかであるからその人たちの価値取得の意図は他から妨げられることなく実現できるのである。すなわち、土地所有の独占の経済的利用が可能である。

「土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者に無償で貸しつけ、この事業友達にたいし無償信用を与えるほど慈善的である理由では決してない。かかる前提の含蓄するものは、土地所有の捨象であり、土地所有の止揚である<sup>9)</sup>」

これが農産物価格に超過利潤（絶対地代）が付加される原因である。土地所有の独占とその経済的利用による超過利潤の発生、そして農産物価格の高騰はこのような機構でおこっている。マルクスおよびレーニンの規定はこうした内容である。

さて、この土地所有の独占とは、いまして一般化すれば土地に限らず何でも一生産手段の独占的所有といいなおすことができるであろう。農業部門ではたまたま土地および農産物の自然的特性によって土地という一生産手段の独占的所有が成立し、その経済的利用がおこなわれた。だが、これは何も土地に限定されることではない。土地以外の生産手段でもその原因はともあれ独占的に所有されることはおこるし、それが社会にとって必要な生産手段であればその独占的所有は使用にさいして価値の取得を可能にするはずである。生産手段を独占的にもっている所有者がそのことを価値の取得につなげる、すなわち経済的な利用をするはずである。資本主義社会では誰もがなるべく多くの価値を取得しようとしている。これが現実となり超過利潤が生れるのは、この場合は農業部門では土地所有の独占によるというのがこれまでの結論であった。そうであれば、ほんのわずかの人だけが所有しているということがはっきりしていれば、生産手段の独占的所有は土地に限られることはない。何であろうとよいわけである。それで超過利潤は生れるのである。かくて、土地に限らず一般的に一生産手段の独占的所有とその経

済的利用が価値の取得を生み出すとってよいことは明らかである。

このように考えてくれば、独占価格の成立機構もまたこれであることが認識できるであろう。独占価格は一つの社会——多くはこういつてきしつかえないと思うが——の一生産部門に一つあるいはほんの少数の独占資本が存在していてそれらが生産した商品の価格である。一社会の一生産部門にこのようにわずかな数の独占資本しか存在しないのは、他からそこへは参入できないからである。その理由はいくつか考えられる。たとえば、その部門の技術的水準が高くて他からは容易に同じことができないこともある。あるいは多額の資本がかかりすぎて簡単に他から投資することができないこともある。あるいは大きな要因として、現存する独占資本の他からの参入を阻止する諸行為によることもある。いずれにしろ、他からの参入が困難で一社会の一生産部門にわずかな数の資本しかいないということは、それはすなわち一社会でその部門の生産手段はそれら独占資本の独占的所有になっているということである。ここだけで一つの種類の生産手段が独占的に所有されているということである。いま一度いいおせば、一生産手段の独占的所有がここにあるということである。そうであれば、独占価格に含まれる超過利潤というものはいかにして生ずるかを問うとき、それはこの生産手段の独占的所有が経済的に利用されておこるものとみる以外に見方はない。生産手段の独占的所有者がその所有を価値の取得にむすびつけて超過利潤を成立させているとしか考えられないのである。そのことは土地所有の場合とまったく同じであって、一般的にいえば、ともに超過利潤は一生産手段の独占的所有とその経済的利用によっておこると断定できるのである。私が農産物価格の超過利潤と独占価格の超過利潤とのあいだに成立根拠の共通性をみる所以である。

もちろん、双方には一致していない事柄も少なくはない。しかし、いずれもこの共通性に支障を来すものではないように思われる。ちがいをあげてみると、第一に土地所有は土地という自然物が対象になっているのに対して、独占資本の方は生産された生産手段がとりあげられるという点がある。たしかにこれは大きなちがいではある。だが、このことは生産手段の独占的所有がつくられる過程で異



なったものをみせるが、できあがった独占的所有そのものにちがいをおこすことではない。前述のように、土地の方はそれにとまなう自然的特性が私的所有を独占的所有にいたらしめるのであった。それにひきかえ、独占資本の方はいわゆる集積・集中が独占的所有への過程である。双方には相違が明瞭である。しかしできあがってしまえばどちらも同じく一生産手段の独占的所有であって、この場合はこれがそもそも議論の出発点であれば、そのような相違はどちらでもよいことである。依然として共通性にかわりはない。ついでながら、このことに関して次のようにいうのもここでは不要であろう。すなわち、土地は人間がつくりだすわけではないから、その独占的所有はかなり長期化するのに対して、独占資本の方は生産手段は人間がつくるものだからそうではないのではないか、そういうちがいはあるのではないかと。いまはそれほどながい期間が問題になっているわけではない。生産物が生産されてから市場で価格をつけるまでの期間があればよいのである。その短い期間かぎりでの双方の共通性が問われている以上、これもこの場合は事態に影響しない。第二に、土地所有の方は超過利潤の取得者として農業資本家とは異なった別の人格がいるのに対して、独占資本の方は生産手段の独占的所有者がそのまま資本家でもあってこの間に人格的な区別がないという点がある。要するに一方は生産手段の独占的所有者が所有者として一人格を形成しているのに、他方はそうではなく所有者は別のことを兼ねあわせてなりたっているというのである。これもちがいはあるが、超過利潤の発生が生産手段の独占的所有を原因とするのであれば、その独占的所有者の存在のみが重要であって、そういう人格がいるのならそれがこの他にどうであろうと、したがって別になにかをしているかしていないかは問うことではないであろう。どちらでもよいことである。土地所有者についても、仮に彼が農業資本家を兼ねて独占資本の場合と同じになったとしても土地所有の独占ということが確かならやはり超過利潤を生みだすはずである。<sup>10)</sup>第三に、双方の市場の大きさにちがいはあるという点がある。既述のように、土地所有者の方は農産物の市場が小さいためにいわば活動の場が小さい。これに対して、独占資本の方はさきに一社会での独占的所有と述べたよ

うに市場の規模が一社会の全体にわたって大きく活動の場が大きい。もちろんこれもちがいではあるが、それは単に量的な相違にすぎないというべきであろう。第四は、いまのことともかかわって最も重視されがちだが、双方の独占には本来的に質的なちがいがあるのではないかという点である。先駆的にはレーニンの『帝国主義』で指摘されているように、独占資本の独占的所有は土地所有の独占にくらべるとはるかに多くの側面をつけ加えている。だからそのあたりをみるならば、土地所有の独占と独占資本の独占的所有とは質的に異なっているように思えるのである。しかし私はそうは考えない。たしかに独占資本が得る利潤のすべてが問題になるのならば、そこには土地所有の独占が及びもしない利潤の取得方法があるであろう。その意味では双方には明らかにちがいがある。けれどそのうちから独占価格のつけ方ということだけに限定しこれを取りだして超過利潤のつけ加わる理由を純粹に理論的にみるならば、それは土地所有の場合と同じ機構にあるという結論を得る。ここに質的なちがいがあるとはとうてい思えないのである。

このように土地所有の独占と独占資本の独占的所有とはたがいに一致していないこともある。しかしそれらはいずれも瑣末な事柄である。依然として一生産手段の独占的所有ということとはかわりないし、その経済的利用ということも同じである。私の主張する共通性に変化はない。<sup>11)</sup>

#### (b) 部門内における超過利潤取得競争の消滅

生れた超過利潤がただちに消滅してしまつて超過利潤として認められないというのではなく、それが維持されるためにはなお必要な事柄がある。今度はこの問題にふれておきたい。

そのために必要となる第一は、超過利潤をつくりだした部門にそれ以外の他の部門から資本が流入することを停止させるという点である。資本ができるかぎり多くの利潤をもとめて移動することは当然である。だから、一つの部門で他よりも多い利潤が実現されれば、他の資本がそれをめざして進出してくることはきけられないことである。もしそういうことがおこれば、その部門の商品の生産は

増し供給がふえて商品の価格が下落する。必然的に超過利潤は消滅する。であれば、ここではそれを停止させることがなければならない。前節で述べた一生産手段の独占的所有ということがまさにそのことである。一生産手段の独占的所有ということはそれを所有しているわずかの数の人々しかその生産手段を生産面で使用することを許さないということであり、他の資本が同じ部門で生産することは生産手段がないから不可能だということである。すなわち、一つの部門で超過利潤が実現されても、生産手段の独占的所有がある以上そこへの他からの資本流入はありえないということである。生産手段の独占的所有はこのことをもって超過利潤を維持できるのであって、そうであればこの点はこれまでもふれる機会があったしすでに指摘ずみの事柄ということになる。多言は不要である。

第二は、超過利潤をつくりだした部門のなかに生産手段の独占的所有者が一人ではなく少数ながら複数の人々がある場合、そこでのたがいの競争を停止させるという点である。もし、ここでの競争が停止されないのであったとしたらどうであろうか。やはり超過利潤は消滅するであろう。もともと生産手段の独占的所有ということは何の価値も表示せず無価値である。にもかかわらずそれで何がしかの価値を取得しようというのであるから、無よりはよいという見方で一部門内の諸所有者が競争すれば、限りなく超過利潤は消滅の方向にむかうはずである。だから、そうではなく独占部門での超過利潤が維持されるためには、諸所有者の間で協定が結ばれてこれをめぐる競争が停止されることが絶対に不可欠である。これまで、一生産手段の独占的所有者はただ一人ないしはそうでなくても一人と概括できる程度に少数といういい方をしてきた。当然、そこには一人はあたりまえとして、少数でもそれらはひとまとめにできると見ていたからにはほかならない。だが、もちろん各所有者がたがいに独立したものである以上すぐさまそのように考えることはできないわけで、そう把握してきたのは、そこには所有者同士が協定をむすんで超過利潤取得競争を停止していることと前提していたためである。そうであれば、超過利潤の維持を理論的にみるときはこのことをきちんと指摘しておかねばならない。くりかえすと、超過利潤を成立させている部門では、そこで

の生産手段の独占的所有者の数が複数のときはその諸所有者間の超過利潤をめぐる競争を停止させることが必要である。そしてそれを可能にするのが生産手段の所有者が少ないこと、すなわち独占的所有である。

農産物の超過利潤については具体的にマルクスの言葉をもってしてはこのことを提示できないが、土地所有者が複数の場合はその間で競争が避けられていたことは想像に難くない。もし競争があったなら、たとえばそのうちの一所有者がある額を示して土地を貸し出そうとしても、貸さなければ何の価値も取得できない別の所有者が無よりはよいとしてそれより少ない額で対応するかたちで、この過程はただ超過利潤を消滅させるだけである。もともと無価値な事柄が価値を取得しようというのであるから、土地所有者の方に競争があってこれが農業者および農産物の購入者と同じ競争の条件下におかれるならば、ここに超過利潤の実現など本来的にありうることはできないのである。そのことを可能にするのは、土地所有者の側の結束をかため競争のある状態よりもその立場をつよくすること、すなわち土地所有者間での協定の締結である。絶対地代という超過利潤が厳存することは、土地所有者の間でできるかぎり多くの価値取得をするよう協定されていたことをあらわしている。それはまさに土地所有の独占という言葉が表示していることなのである。

独占価格の方はこのことはより明瞭である。一部門に少数の資本したがって所有者しか存在しない独占部門では、生産手段の独占的所有の経済的利用をすべく商品の価格にその間の協定が結ばれていることはよく知られている事実である。もはや多くを語る必要はない。

このように生産手段の独占的所有者が超過利潤を取得しつづけるためには、その所有者間での余計な競争がとりやめられ超過利潤の額についてたがいに協定をつくりあうことが絶対に必要である。前節で述べた一生産手段の独占的所有とその経済的利用ということに加え、それをもとに一生産部門内におけるその所有者間のたがいの超過利潤取得競争を停止すること——生産部門間の競争も停止されなければならないが、既述のようにそれは一生産手段の独占的所有ということに

ふくまれる——，これが超過利潤を生み出すための不可欠な条件である。そしてこのことは農産物価格についても独占価格についてもみられ，これもまた双方に共通な事柄である。

最後に駄弁ながら一言しておけば，以上のように生産手段の独占的所有者の間で部門内の超過利潤取得競争が停止されるということは，もとよりこの間での競争がすべて停止されるということでは決してない。独占的所有者の間でそうした協定がつけられたとしても，それ以外のところでは依然として競争は残るし，またそれも一度できたら永久に続くといったものではない。その意味では，競争のこの面に限っての部分的な停止であり，また協定は諸条件の変化によって不都合になればまたとりかえられるわけで各々は一時的なものということである。念のため。

#### (c) 商品の需要供給一致の前提

私は前稿において，とくに農産物に関してこれまでにみてきた超過利潤の成立機構をふまえ，そのことによって農産物の供給が需要を下まわるということは決してないということ，いいかえると，ここでも農産物の需要供給が一致しているということをつよく主張した。あえてこのようにいわねばならなかった理由はほかでもない。私のいっているこうした一生産手段の独占的所有の経済的利用による超過利潤の成立機構ということがよくは理解されずに，超過利潤というものは市場における商品の需要供給の不均衡から生ずるのであって，それゆえにこの場合も超過利潤が問題になっている以上それはそういうものであり，農産物の供給が需要を下まわっているから生れているはずだ，そしてここにはそうなる機構があるという見方があるからである。たしかに，超過利潤は商品の生産価格のうえにつけ加えられて実現されるものである。だからその点のみに注目し，また生産価格とは商品の需要供給一致の前提で成り立つことを思うと，超過利潤はここから需要供給の均衡がこわされて，したがって供給が需要よりも下まわることで成立するものと考えがちである。だが，ここでいっているのはそういうことでは

ない。商品の需要供給の均衡をこわすことなく、それゆえにここでも需要供給一致のうえでお生産手段の独占的所有が経済的に利用されて生産価格のうえに超過利潤を生み出すというのがこの場合の事柄である。これは農産物にかぎらず独占商品についても同じである。需要供給の不均衡ということの不合理性は前稿で多くを述べているので、このことはそうなる機構上の必然性があるとされている点にかかわってもう一度論じておきたい。

そのような判断をみちびくかと思われるのは次のマルクスの文章である。

「商品の価格を決定する競争は三面的である。……売手たちの間に競争が生ずるのであって、この競争は、彼等によって提供される商品の価格を下落させる。だが、買手たちの間にも競争が生ずるのであって、それは今度は、提供される商品の価格を騰貴させる。最後に、買手たちと売手たちとの間に競争が生ずる。……内輪喧嘩のもっとも少い軍隊が、相手の軍隊にたいして勝利をえる。……一商品の供給がその商品の需要よりも少ければ、売手たちの間には、わずかの競争しか行われず、あるいはぜんぜん競争が行われない。この競争が減少すればするほど、買手たちの間の競争が増大する。その結果は、商品価格の多かれ少かれ著しい騰貴である<sup>12)</sup>」

「売手」の方に「相手の軍隊にたいして勝利をえる」、したがって「商品価格の多かれ少かれ著しい騰貴」をえる「内輪喧嘩のもっとも少い軍隊」をつくるということは、「一商品の供給がその商品の需要よりも少」なくすることと論じられている。内輪の喧嘩がもっとも少ないということは、「売手たちの間には、わずかの競争しか行われず、あるいはぜんぜん競争が行われない」ということでありこれは私が前節で述べたことである。すなわち、ここからは売手が商品価格をおしあげて超過利潤を取得するために必ずとる内輪喧嘩を少なくする行動は、商品の供給をその需要よりも少なくすることということになる。みられるように、売手の必然的な行動がそのまま商品の供給減少を結果するもののようにみえるのである。これが概ねこの議論の内容である。だが、このように多分に直線的な理解をすると、ここには問題がのこる。たしかに供給減少は売手に超過利潤をもたら

して売手の内輪喧嘩を少なくする。しかし、反対に売手の内輪喧嘩を少なくすることはつねに商品の供給減少にかきかるといえばそういうことではない。超過利潤の成立の仕方はほかにもあって、それによっても売手間の内輪喧嘩は少なくすることができるのである。であれば、売手の間の内輪喧嘩をなくすることは、そのまま商品の供給減少ということにはならない。ほかの方法によってもよいのである。このほかの方法こそ私が説いてきた生産手段の独占的所有の経済的利用なのである。要するに、ここでは超過利潤の成立の仕方には供給の減少とは異なる別の種類のものがあるということ、そしてそれらは現象的にはともに売手の内輪喧嘩をなくすことをもたらすが機構的にはたがいにまったくちがうということが認識されなければならない。<sup>13)</sup> 私がこれまでに述べてきた超過利潤をつくりだす機構は、決して商品の供給減少を前提するものではない。供給を少なくして価格の高騰を待つというのではなく、供給を需要に一致させておいてなおかつ生産手段の独占的所有によってそこに高い商品価格を強要するのである。超過利潤の成立機構は明らかにちがっている。そして、これによっても売手の内輪喧嘩は少なくなるのである。だから、この文章があるからといって売手の内輪喧嘩の縮小が商品供給の減少に直結することはない。私のいっているものでも売手の内輪喧嘩は少なくなるのである。このマルクスの文章が超過利潤の取得のために売手は必ず商品の供給減少をおこなうとみる論拠にはならないことは明白である。

私は過去において、この視点から絶対地代と独占地代との区別を証明しておいた。<sup>14)</sup> 農産物商品の供給が足りないことからくるのが独占地代である。これに対して、農産物商品の需要供給一致のうえで成立するのが、これまでも述べてきたが絶対地代である。同じ超過利潤でも成立の仕方がちがっている。この区別を明確にしないかぎり二つの地代の区別はなしえない。供給が足りない商品は資源などの不足でどうしても生産の増加をなしえないもので、マルクスの例でいえば、「極上質の葡萄、総じて比較的少量しか生産されえない葡萄」<sup>15)</sup> といった例外的なものである。もし一般的な絶対地代も供給が足りないことで生れるとしたらどうであろうか。これはまさしく社会に必要な農産物の供給が足りないということで、

ここからは社会の一部の人々の生命が存続しかねるということになる。現実の社会では、農産物の需要量という場合その量的規定はかなりの幅をもっている。しかし理論的にはこれは厳密である。その需要を満たせない供給といえ、それは社会の必要量を欠くということで、社会の一部の人々の生命を維持できないことにならざるをえない。そんなことが人間社会の発展のなかでいえるであろうか。やはりそのような仮定はおかしいのであって、絶対地代は農産物の需要供給一致のうで成り立つということがはっきりするであろう。

独占価格の方も同じである。もし供給減少が独占価格を成立させるとしたら、今日のように独占資本主義の時代になると、商品は不足するものばかりということになる。そんなことは現実感としてもありえないことである。商品の供給量を減らせば価格は上がるが、そのことが必ず資本の利潤率を増すかどうかは一概にはいえないことで、<sup>10)</sup>これを独占価格の成立機構に考えることは本来的に誤まっている。社会はどんな形態のものであってもその社会に必要な使用価値は必ず作る。これは人間社会の存続の法則である。だから、商品の需要供給は一致させて独占資本はなおそのうえに超過利潤をつくりだす。これを可能にするのが独占資本による生産手段の独占的所有という力である。

このように、農産物も独占資本の商品も商品の需要供給一致を前提として超過利潤をつけ加えた価格を形成する。双方に共通する事柄である。

注1) マルクス『剰余価値学説史』、『マルクス＝エンゲルス全集』、大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、第26巻Ⅱ、452～453頁、傍点——引用者。

2) 同上、第26巻Ⅲ、610頁、傍点——引用者。

3) レーニン「カール・マルクス」、マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第1部上、52～53頁、傍点——引用者。

4) マルクスの文章のなかには独占という言葉についていきおい少し拡張しすぎた使い方をしている箇所がある。たとえば次の文章がそうである。「土地所有の独占は、ちょうど資本の独占のみが資本家をして労働者から剰余労働を搾取するのを可能にさせるように、土地所有者をして資本家から、恒常的超過利潤を形成するはずの剰余労働部分を搾取することを可能にさせるのである」(マルクス『剰余価値学説史』、前掲邦訳、第26巻Ⅱ、112頁、傍点——引用者)。あるいはエンゲルスが引用して



いる次の文章もそうである。「マルクスはいつている。『資本が剰余労働を發明したのではない。社会の一部が生産手段を独占しているところでは、どこでも、労働者は、自由であろうと不自由であろうと、生産手段の所有者のための生活資料を生産するために、自分の維持に必要な労働時間に、超過労働時間をつけ加えなければならぬ』と」（エンゲルス『反デューリング論』，栗田賢三訳，岩波文庫，(下)，104頁，傍点——引用者）。資本家の生産手段所有は、いわれているものではまだたくさん所有者がいてとうてい独占とは思われない。所有者の数がきわめて少数であること、これが独占の意味である。だからここでは独占とはいわないのが正しい。注意しておきたい。

- 5) マルクスによれば、例外はかつてのアメリカにあったようである。「合衆国のようなある国において、競争する借地農業者の数がまだ非常に少なく土地の取得がまだ非常に形式的であるために、だれでもが、従来の自作農または借地農業者の許可なしに、自分の資本を土地と農耕に投下する余地を見いだすと仮定しよう。このような事情のもとでは、かなりの期間にわたって——その位置が人口の多い地域にあることから独占が与えられる土地を除いて——農業者が平均利潤を越えて生産する剰余価値は彼の生産物の価格では実現されないで——もしそれがその商品の価格で実現されても、その商品に超過利潤をもたらしその商品の利潤率を一般的利潤率よりも高く引き上げるようなあらゆる商品の剰余価値と同じであって——、彼はその剰余価値を仲間の資本家たちと分け合わなければならないということがありうる」（マルクス『剰余価値学説史』，前掲邦訳，第26巻Ⅱ，34頁）。
- 6) マルクス『資本論』，前掲邦訳，第2部，1096頁。
- 7) 同 上，第3部下，868頁。
- 8) 同 上，第3部下，867頁。
- 9) 同 上，第3部下，1058頁。
- 10) 農業者がそのまま土地所有者であっても絶対地代を生みださないのは、いわゆる小農の場合である。なぜなら、この場合はその土地所有は独占ではなく多くの小農がひとしく土地を所有していることにとどまるからである。
- 11) 前稿ではこのあたりの説明がいささか欠けていたように思う。補足としておきたい。
- 12) マルクス『賃労働と資本』，長谷部文雄訳，岩波文庫，39～40頁。
- 13) 超過利潤というものは現象的には同じにみえてもその成立の仕方がすべて同じということはいえない。超過利潤には様々な成立機構がある。であれば、超過利潤をみたらその成立機構は何かということがまずもって明確にされなければならない。私が小論の課題として、農産物価格にみられる超過利潤と独占価格にあらわれる超

過利潤と同じかちがうか、成立機構に差はあるかないかと問うているのはこのためである。

- 14) 拙著『地代理論の諸問題』，法律文化社，1981，170～180頁。
- 15) マルクス『資本論』，前掲邦訳，第3部下，1092頁。
- 16) たとえば100の資本投入で10単位の生産物をつくりうる独占資本があったとしよう。その場合，利潤率が20%なら1単位の商品価格は12である。仮に独占資本が供給を減らして5単位の生産に変更したとしよう。そのことが独占資本にとって意味をもつためには20%以上の利潤率を得るように価格が上昇することが必要である。すなわち，投入した資本がやはり100なら1単位の価格は24以上になることがなければならぬ。だが，一体，供給が減ったら価格がここまで上昇する必然性はどこにあるのであろうか。需要供給一致がみだれて需要が供給を上まわるわけだから，たしかに価格は上がるが，それがつねに資本家の利潤率を引き上げるほどに必ず上昇する必然性はないはずである。そこまで上ることもあれば，上ってもそこまでは至らないこともある。至らなければ独占資本の供給減少は何の意味ももたない。やめた方がよいのである。この例では商品の生産量の変化によっても投入資本額は同じにして少し現実性をはずしているかもしれないが，供給の減少が必ずしも独占資本の利潤率の上昇にはつながらないことの原理は諒解できるであろう。

## ii) 価格法則存在の理由

### (a) 価格法則があるとみる根拠

土地の独占的所有者が一人のときはいうまでもなく，複数のときもたがいに協定して絶対地代をなるべく多く取得しようとする動きについて，そうではあっても地代は土地所有者の意志にはよらず社会が決定する法則額におちつかざるをえないというのがマルクスの考え方である。<sup>1)</sup> その一つの理由は，農産物をはじめ諸商品には価格法則が存在しているとみる点にある。商品の価格が概ね一定の水準にあるというのは古典派経済学からの認識であって，それをうけつげば農産物価格の大きさは社会的にきまっており，したがって絶対地代の額も土地所有者の努力とは別に法則的である。もう一つの理由は，これが最も基本的な事柄だが，社会で新しく生産された価値が労賃，利潤，地代へと各種の収入諸形態に分割・転形するとき，ここには価値の分割法則が存在しているとみる点にある。この法則

は、これら収入諸形態の取得者に資本制生産における重要度あるいは役割に関して、たがいに平板同一ではなく質的なちがいがあることから招来される事柄である。すなわち、このことから資本制生産の維持・存続のためには、この生産にとって重要度の高い取得者の収入形態から他に先んじて確保されなければならないという価値取得の先後序列が生れ——簡単にいえば、いくら資本制生産とはいえ資本所有者の利潤は労賃をおかして、それゆえに価値の生産者たる賃労働者の生活をこわしてはありえないし、土地所有者の地代は自らが剰余価値の生産者ではない以上、資本所有者の利潤をおかしてはありえないのであって、ここに資本制生産にとっての重要度のちがいによって労賃、利潤、地代の順序での価値取得の先後序列ができあがる——、それに収入諸形態はすべて労働が実体である価値から支払われなければならないという価値法則がつけ加わると、価値の分割法則の存在が必然的に明らかになる。この点は私は前稿でもふれたし、また詳しくは私の地代論研究でも述べたところである。<sup>2)</sup>

独占価格の超過利潤もこのようにして定まり、独占価格にも法則性があるというのが私の考え方である。とってただちにはなかなかそのようにとらえがたい感があるのも事実である。何より、独占価格は土地所有者の価格おしあげよりはるかに強い力をもって価格を高騰させているように思われるからである。しかし私はやはり同じことと思う。独占価格の大きさが法則的であるか否かは現象面からはっきりとは問えないまでも、それより超過利潤の発生が一生産手段の独占的所有の経済的利用によるという点がここでも同じであるためである。そして、いくら独占資本の力が強くてもこれが資本制生産の存続を前提とするかぎり賃労働者の取得分たる労賃をこわして価値を吸収することはできないし、同じく他の資本所有者の利潤をおかすこともできないはずであるとみるためである。これらを考慮すれば、外観上はたしかに独占価格は農産物価格とはちがうように見えるところもあるが、それはあくまで表面的なことであって、やはり本質はこの超過利潤は労賃、利潤にくらべると資本制生産にとって質的に最も軽いものであって土地所有者の地代と同じ地位にあるといわなければならない。このことと価値法則

の賢持とは超過利潤の大きさをしかして独占価格の大きさを法則的に決定するのである。

(b) 利子との相違

マルクスは絶対地代の額に法則性があるというのに対して、ないものの例として利子の大きさをあげている。すなわち、これまでの議論をふまえて最も重要なところをまとめていえば、前者は社会で生産された一定の価値額が労賃、利潤、地代に分割するさいに、それぞれの取得者の資本制生産における重要度が質的にちがっているため、ここに法則性が生れるのに対して、後者は利潤が利子と企業者利得とに分割するとき貸付資本家と機能資本家とは同じ資本家であって資本制生産にとっては質的区別はなく、したがってここには法則性はないというのである。<sup>3)</sup> さて、この利子と絶対地代とはこのようなわけでまったく相異なったものであるが、しかし外観上は共通性がみうけられる。というのは、一見するところ共に生産手段を所有しているものがそれを他人に貸与してそのことによって価値を取得しているからである。貸付資本家は資本の所有者である。土地所有者というまでもなく土地の所有者である。いずれもそれら生産手段の貸与が価値の取得につながっているのである。とするとその点を重視すると、利子と絶対地代とは同じものに思え、そこでの異質性を看過してしまう危険もなくはない。そうすれば利子に法則性がないことから、絶対地代にも法則性はないという判断も生れうる。独占価格の超過利潤成立については絶対地代ほどに利子に近いものとは思われないかもしれないが、この超過利潤と絶対地代とは同じものという認識が絶対地代は利子と同じという見方につらなると、間接的ではあるが超過利潤と利子とは同じものとみられがちである。すなわち、ここにも法則性はないと結論されがちである。そこでこうした誤解を避けるため、これまで問題にしてきた絶対地代および独占価格の超過利潤と利子とのちがいをよりはっきりさせておく必要がある。

利子がいままでにみてきた農産物価格の絶対地代や独占価格の超過利潤と決定

的にちがうところは、これは一生産手段の独占的所有が経済的に利用されて生れるものではないという点である。すぐわかることだが、資本の所有者は一つの生産手段を独占的に所有しているわけではない。所有している資本はどんな生産部門にも向けうるもので、少しも一つの生産手段という特定の部門を意味するものではない。いわば全生産部門にわたる所有である。それから、その所有者も資本の所有者すべてがそうであって一つの社会では数が多い。独占的所有者などでは毛頭ない。だから、貸付資本家の資本所有はどの視点からみても一つの生産手段の独占的所有ではないことは明らかである。そうであれば、その価値取得の仕方も異なってくる。既述のように、一生産手段の独占的所有であるからこそその経済的利用が可能である。この場合にのみ同一部門内では生産者間の協定が結ばれうるし、他部門からの資本流入もふせぎうる。すなわち、超過利潤を成立させるのである。貸付資本家の場合はこれではないとすればこのことはできないのであって、であれば価値取得の方法がかわってくるのは当然である。では、その意味でまさしく自由な競争のなかにおかれた貸付資本家の価値取得方法は何かといえば、それは彼自身が資本家であるということをとおしてである。たしかに彼は資本を他に貸すわけで、そのかぎりでは資本家とはみえにくい。だがそれは表面的なことで、彼が他に資本を貸与して機能資本家をつくりだし、それに資本家の機能をまかせたとしても、資本の所有者はあくまで彼であって資本家にかわりはない。彼は形式的にはそうではないにしても、実際上は剰余価値の生産に参加しそのために価値の取得が可能である。彼はなるべく多くの価値を取得しようとするであろう。しかし、彼が資本家であって、しかも上述のようにその取得分を超過利潤としてはつかみえないのであれば、結局、取りうる大きさは社会的に定まる利潤の額に限定されざるをえないことになる。加えてここには同じ資本にかかわって彼と機能資本家との二人がいるのであるから、彼の取得分すなわち利子はこの利潤のいくらかの分前ということになる。この分前は「名義を異にする二人の資本所有者間の総利潤の分前<sup>4)</sup>」から生ずるものであるから、同じ二人の資本家の間に資本制生産にとっての資的区別はなくその大きさに法則性はみられないの

である。これが利子の発生の機構であり、この大きさに社会が法則として定めたはっきりとした額がでてこない理由である。

このように利子と農産物価格の絶対地代そして独占価格の超過利潤とは外見上似たところをもってはいるが、その本質はまったくちがったものである。利子とそれらとが混同され、ここにある法則性が否定されてはならないと思うのである。

注1) 次の文章はその意味の一例である。「地代の額はけっしてその受領者の関与によっては規定されないで、彼の関与に係わりのない社会的労働の発展——これには彼は関与しない——によって規定される」(マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 896頁)。

2) 拙著, 前掲, 第1章第3節参照。

3) このことも詳しくは同上, 同箇所を参照のこと。

4) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 517頁。

### iii) 補足的な諸点

これまでの議論に関し、いずれも絶対地代にかかわってその意味で補足的な点を少しばかり論じておきたい。

一つは、農産物価格と独占価格との同一性ということから至極当然のことであるが、農産物価格も独占価格の一つであるという点である。このことはあまり一般にはいわれてはいないことであるが、みてきたように双方とも一生産手段の独占的所有をもとにその経済的利用によって成立するものであれば、農産物価格も独占価格にほかならない。すでに本章のはじめに引用したマルクスおよびレーニンの文章(第1節の注1), 3)のなかに農産物価格を独占価格と述べているところがあるのでそれらをもう一度参照することにし、次の一文だけをあわせつけ加えておこう。

「絶対地代が生産価格をこえる価値の超過分全体に等しいか、それともその一部分に等しいだけであるかを問わず、農業生産物はつねに独占価格で売られるわけであって、それはけだし、農業生産物の価格がその価値よりも高いからで

はなく、それがその価値に等しいからであるか、または、それがその価値よりも低くはあるが生産価格よりも高いからである<sup>1)</sup>

二つは、私のかつての地代研究についてうけた批評についてである。『資本論の分析』(3)、『講座 資本論の研究』、第4巻、青木書店、1980で飯島充男「土地所有の独占と絶対地代」は私の以前の絶対地代に関する論文によせて、「氏の価値上限問題の扱いには同意できない」(119頁)と論じている。絶対地代についてはここでは最終的なことまでは述べていないので少しわかりにくいかもしれないが、私はその点はここでもふれた価値の分割法則と価値法則を理論上きちんと守るということで必然的に導かれる結論だと思っている。その場合、とくに強調したいのは、絶対地代を生み出す農産物は使用価値の面で需要より足りないということではなく、需要供給一致のうでそうだということである。そういう条件のもとでは、土地の独占的所有者がここで述べたようにたがいに協定をむすびあって地代をなるべく多くしようとしても、二つの法則をこわすことなく、農産物価格はその価値の高さに定まるとというのが私の主張である。そして価格が価値の水準をこえるのは——その場合は独占地代になるが——、価値の分割法則が実存しない異常なとき、したがって需要供給の均衡がみだれて供給が需要よりも少ないとき、ということになる。だから、価値上限の問題は農産物の需要供給の一致という理論展開の当然の前提のうでは必ずもたらされるものである。諒解されるであろうと思う。<sup>2)</sup>

注1) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第3部下、1075頁、傍点——引用者。そのほか同じような文章は、たとえばマルクス『剰余価値学説史』、前掲邦訳、第26巻Ⅱ、521頁などにもある。

2) このあたりここでは十分に論じえないので、拙著、前掲、第1章および第4章をみていただきたい。

### 3. 経済学の方法によせて

絶対地代しかして農産物価格をこのようにとらえることからその法則性すなわち量的規定を理論上でさし示す方法は、私の著書がマルクスにしたがって明らか

にしている。<sup>1)</sup>「独占的超過利潤」それゆえ独占価格の場合も同じものである以上、それとかわらない方法がとられてしかるべきである。ここではそのくりかえしはしないが、とくに私が超過利潤の成立には生産手段の独占的所有者同士の競争およびそれらと他の部門との競争がないと述べた点にかかわって、少し必要と思われることをつけ加えておきたい。

絶対地代そして「独占的超過利潤」の量的規定をするにさいしてとるべき経済学の方法の一つに競争を捨象するということがある。これは価格法則を検出するうえで絶対に欠かせない重要な事柄である。そこで問題になるのは、このように競争を捨象するといってもこの場合は上記のように競争の一部がはじめからないのであるが、そのあたりはどうなるのかという点である。だが、これは簡単なことであろう。競争がなければ、それは競争を捨象したのと同じである。あるものは捨象してない状態にする。ないものはないのであるから捨象してもないことに変化はない。いずれもないことで一致する。だから、この場合も前提は競争を捨象するということによって議論がはじめられてよいのである。そのことによっては何の変化も生れない。競争がないことで結果は同じになる。あたりまえすぎることであるが一言しておきたい。

それから、この競争を捨象するということはすなわち商品の需要供給が均衡しそのどちらへもかたよりにないということ、つまり需要供給が一致していることをたてまえにしているわけだが、競争がなくてもそれは満足しているということも強調しておかねばならない。同一の部門内で競争があるときは、たがいにより安価な商品をつくりあうということで何かしら需要に対応した供給がなされるように思えるのに対して、そうした競争がないときは部門内での協定で供給量の調節ができて、いつも需要にみたない供給がなされているようにもうけとれる。しかしそれもそうではない。すでにこれについてはふれているが、いま問題にしている超過利潤はいずれも一生産手段の独占的所有をもとにその経済的利用によって成りたつものである。市場の需要供給不均衡から生れるものではない。だから、需要に対する供給の不足をここに出すということはありません。



当然に部門内の競争がなくても必要な使用価値量は生産されて需要供給は一致しているのである。

これらの認識のうえで超過利潤したがって農産物価格、独占価格の大きさが理論的に検討されることになる。

注 1) 拙著、前掲、第 1 章第 4 節、第 5 節を参照のこと。

#### 4. 独占価格に転化する価値の源泉について

このような経済学の方法によって得る農産物価格および絶対地代の規定は、周知のように農産物商品の価値が他商品のそれよりも高いということを前提に農産物価値の水準、そしてその価値と生産価格との差額である。農産物価格に法則性があるとみる以上、これが唯一の必然的な結論である。<sup>1)</sup> 独占価格もこれと同じ方法がとられるならば、やはり同じ結果がもたらされるはずで、その高さは独占商品の価値水準、「独占的超過利潤」はそれと非独占資本の価格との差額とみなければならない。その場合、問題となるのは、当商品の価値がいかにして他商品のそれよりも高いといえるのかという点である。農産物のときは剰余価値率、資本の回転期間を全部門で一定として農業における資本構成の相対的低位性がその事実として指摘された。独占商品については果してどのようないい方がなされてよいのであろうか。

私は前稿においてこのことについてはいささか弱い発言にとどまっていた。「一定期間において一定額の資本が生みだす剰余価値の量は資本構成だけが決定するものではない。ほかに剰余価値率、資本の回転期間がこれにはかかわっている。そしてこれら二つについては、いずれも価値生産量を非独占資本よりも独占資本の方が多くするような実態（剰余価値率はより高く、資本の回転期間はより短く、したがって一定期間中の回転数はより多い）が存在していると判断される。だから総合的にみれば、やはり独占部門の価値多産は認めうるのではないか、」と。私はこの点は理論的には依然として確定的なことはいえないが、事実の問題としてよりはっきりしてよいと思っている。それは現実的なこととして今日のように独占資本

主義の社会では独占部門内での価値生産が多いことが独占価格を成立させる条件のように思うからである。もし独占商品の価値が少なかったらどうなるであろうか。その場合は独占価格の超過利潤はすべて非独占の部門から吸収されることになる。だが、そうすると独占部門が非常に多くまたいまも増加している今日、はたしてそのようなことがつねにいえるかどうか甚だ疑問である。非独占の部門も少なくはなく存在するとしても、この方も自らの価値取得はしなければならない量的な限界はすぐくするように思われ、非独占の価値生産が独占部門の成立条件になるとはいかにも思いがたいのである。だから、それについてはやはり独占部門の価値生産が多いと考えるのが自然である。私はより強くこのことを主張したい。

注1) マルクスの絶対地代規定については多くの批判が出されている。しかし、絶対地代そして農産物価格に法則性があると見る立場からはその規定はこのようにならざるをえない。そのあたりの詳しい説明はやはり拙著、前掲、第1章、第4章をみられたい。